

◆地球温暖化防止コミュニケーター 登録者規約

2015年10月16日 施行

2017年05月17日 改定

第1条 目的

1 地球温暖化防止コミュニケーター（以下、「コミュニケーター」という。）は、環境省が実施する「地球温暖化防止コミュニケーター事業」（以下、「本事業」という。）において、地球温暖化によって社会に生ずる悪影響を国民がリアリティを持って感じ、理解したことをベースに、対策に関しても関心を持って行動することが出来ることを目指し、人から人への直接伝達の間を通じ、IPCC 第5次評価報告書（以下、「AR5」という。）等の最新の科学的知見に基づいた、信頼性の高い地球温暖化に関する情報や地球温暖化に関する国際動向、国民運動「COOL CHOICE」、地球温暖化対策法等の国内の動きに関する情報を提供する活動を行います。

また、以上の活動の中で、我が国の2030年度の温室効果ガス削減目標達成のため、低炭素社会実現に向けた地球温暖化対策への理解醸成とともに計画の周知を行い、地球温暖化対策に対し積極的な国内世論と具体的な行動の機運を形成することを目的とします。

2 「地球温暖化防止コミュニケーター 登録者規約」（以下、「本規約」という。）は、コミュニケーターの登録、並びに活動内容に関して必要な事項を定めたものです。

第2条 登録資格と登録方法

1 コミュニケーター登録には、「18歳以上」で、「地球温暖化に対し高い関心を持っている事」以外特別な資格、条件はありません。ただし、次の各号の素養を備えていることにより、より円滑な地球温暖化防止コミュニケーター活動が可能となることから、地球温暖化防止コミュニケーターは現在これらの条件を備えていない場合も、ウェブ登録から養成セミナーを通じ、またその後の自己学習により、これらの要件を満たすべく努力するものとします。

- (1) 地球温暖化に関する基礎知識のある者、または本事業の「コミュニケーター学習用教材」による自主学習等を通じ、地球温暖化に対する一定の知識を習得し、かつウェブのテストを受講し、合格した者
- (2) 日頃から多くの人々に接触し、情報を伝達する場を持つ者、または今後自ら行動し、伝達する場を持つ意思のある者
- (3) コミュニケーター養成セミナーを通じ、本事業で作成したツールに採用されている地球温暖化に関する知見への理解と、ツールの使い方を習得した者
- (4) インターネット及びパソコン操作に関する一般的な知識を有する者

2 コミュニケーターとして登録されるまでの手順は、次のとおりです。

(1) 地球温暖化防止コミュニケーターウェブサイト

(<http://ondankataisaku.env.go.jp/communicator/>) 内「地球温暖化防止コミュニケーター登録申請」から所定の事項を入力してください。入力が完了すると、入力したメールアドレスに、入力内容の確定依頼が送信されますので、確定の手続きをしてください。

(2) 前号で確定をすると入力されたメールアドレスに、ID 及びパスワード、コミュニケーターテストサイトへのウェブアドレスが送信されます。

- (3) 前号で受信したコミュニケーターテストサイトへのウェブアドレスからテスト画面を開き、ID とパスワードを入力してテストを受講してください。テストに合格すると、前号の ID とパスワードで専用サイトにログインが可能となります。
 - (4) 専用サイトから養成セミナーに申込み、養成セミナーへの参加、確認テストの受講を経て登録となります。登録されますとコミュニケーターとして種々の活動を行うことができます。
- 3 ご登録いただいた個人情報の保護に関しては、国民運動「COOL CHOICE」ウェブサイトのプライバシーポリシーに準じます。
- 詳しくは、こちらをご覧ください。
- <http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/privacy.html>

第3条 活動内容

- 1 それぞれのコミュニケーターが有する情報を伝達する場で、本事業にて作成されたツールを使用し、地球温暖化についての情報の発信を行います。
- 2 環境省、または事務局が開催する地球温暖化に関する説明会等で、本事業にて作成されたツールを使用した地球温暖化に関する情報発信への協力を依頼される場合があります。
- 3 前二号を含むコミュニケーター活動の報告書の提出を行います。また、本事業の発展に資する意見の提出をお願いする場合があります。
- 4 事務局等が提供する気候変動に関する最新情報のフォローアップセミナーや、懇親・交流の機会に参加することによりコミュニケーター間のつながりを形成し、活動に有益な情報交換・共有等を行うことができます。

第4条 活動上の注意事項

- 1 コミュニケーターはその活動において、AR5、パリ協定、国民運動「COOL CHOICE」及び地球温暖化対策計画等の最新の地球温暖化の情報を正しく伝えることに留意して下さい。
- 2 情報の発信においては、本事業にて作成されたツールを活用することを基本とします。ただし、情報を補足するために、各種資料を利用することは妨げません。ツールの使用に際しては、地球温暖化防止コミュニケーター・ツール使用規約を遵守してください。
- 3 環境省、または事務局から提供される最新の情報を確認した上で発信して下さい。
- 4 コミュニケーターは、本事業で作成した「コミュニケーター学習用教材」の内容を充分理解し、前項の留意点への対応に努めて下さい。

第5条 コミュニケーターの特典

- 1 コミュニケーターに本登録した方には登録証書、徽章の授与及び専用の ID、パスワードが発行され、コミュニケーター専用サイトにアクセスすることが可能となります。
- 2 コミュニケーターは、その活動の際に、別に定められた地球温暖化防止コミュニケーター・ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用することができます。ロゴマークの使用に際しては、地球温暖化防止コミュニケーター・ロゴマーク使用規約を遵守してください。
- 3 コミュニケーターは専用サイトにおいて、一般向けプログラムや小中学生向けプログラム等の各種ツールのダ

ダウンロード、コミュニケーター活動用プログラム学習用 VTR の視聴、及び情報交換のための掲示板の利用が可能となります。

- 4 活動報告を累計 30 回報告するとエキスパートコミュニケーターにランクアップします。さらに累計 100 回報告するとトップコミュニケーターにランクアップし、それぞれ色の異なる徽章が授与されます。
- 5 また、エキスパートコミュニケーター及びトップコミュニケーターの方は、環境省や事務局が主催するコミュニケーター対象セミナーや意見交換の場にご参加いただけます。

第 6 条 活動期間及び登録の更新

- 1 本事業におけるコミュニケーターの活動は、当該年度の 3 月 31 日までと定めます。
- 2 本活動期間は予告なく延長される場合があり、その場合、コミュニケーターの登録も自動的に更新されます。活動期間の変更は本規約の更新によって定められます。
- 3 コミュニケーターは、専用サイトにおいて年度更新テストを受講し、常に最新の地球温暖化に関する知識を有するよう努めてください。
- 4 メールアドレス等、登録内容に変更があった場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

第 7 条 活動報告等

- 1 コミュニケーターは、その活動の終了後、地球温暖化防止コミュニケーターウェブサイト (<http://ondankataisaku.env.go.jp/communicator/>) のコミュニケーター専用サイトにある活動報告より報告してください。
- 2 コミュニケーターは事務局からの要望があった場合、適宜アンケート調査等にご協力ください。

第 8 条 登録の解除

コミュニケーターは、事務局に届け出ることにより、登録を解除することができます。ただし、登録解除後も事務局はコミュニケーター登録中の活動報告等に関する情報を保有し、本事業に利用することができるものとします。

第 9 条 指導等

事務局はコミュニケーターが次のいずれかに該当する場合、その理由を伺った上で、是正をお願いすることがあります。

- (1) 本規約に違反した、またはその疑いがあると認められた場合
- (2) ロゴマークやツールの使用規約に違反した、またはその疑いがあると認められた場合
- (3) その他、コミュニケーター活動の趣旨に反する行為を行った、またはその疑いがあると認められた場合

第 10 条 登録の取消し

事務局は、コミュニケーターが次のいずれかに該当する場合、その登録を取り消すことがあります。

- (1) 活動の主旨に明らかに反するような行為が認められ、事務局からの是正指示に従わない場合
- (2) ロゴマークやツールの使用規約に違反し、事務局からの是正指示に従わない場合
- (3) 法令や公序良俗に反する行為が認められた場合

- (4) 活動の強制、または疑わしい行動等で利益誘導を行ったと認められた場合
- (5) 特定の主義、主張のために、コミュニケーター名称や本事業で作成されたツールを使用したと認められた場合
- (6) その他、本事業の信用を傷つける行為を行ったと認められる時

第 11 条 改定

本規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合があります。改定は、本規約の施行日時の変更にてご確認ください。

以上